

発議第1号

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

中 尾 友 紀

松 井 紀 博

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

浜 田 真 輔

山 野 麻衣子

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100,000円」とあるのは、「40,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。